

報 告 第 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

富士見市民文化会館キラリふじみ第1次舞台設備等改修工事（舞台音響設備工事）
変更請負契約の締結について

令和2年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

議案内容説明資料

○工事変更請負契約締結について

- ・工事名 富士見市民文化会館キラリふじみ
第1次舞台設備等改修工事（舞台音響設備工事）
- ・施工場所 富士見市大字鶴馬 地内
- ・契約工期 原契約工期 令和元年9月30日から令和2年7月17日まで
変更契約工期 令和元年9月30日から令和2年7月31日まで
(14日間の延長)
- ・請負金額 原請負金額 254,529,000円
変更請負金額 253,289,300円
(1,239,700円の減額)
- ・請負業者 東京都港区芝浦四丁目16番23号
株式会社アセント
代表取締役 木越 健二
- ・専決処分日 令和2年7月13日

○主な変更理由

新型コロナウイルス感染症の影響による機器納期の遅延及び改修工事着工前に実施したホール内の音響測定の結果を踏まえた機器変更などが発生したため。